

建設関係事務事業の取扱いについて

建設関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年 7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 建設関係事務事業の取扱い
<p>1. 道路等に関すること</p> <p>(1) 町道・橋梁は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、路線区分は新町において調整する。</p> <p>(2) 町道及び橋梁の新設、改良、舗装に係る受益者負担金は、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、合併時に事業実施中(用地買収を含む)の路線に対する負担は、従前の例による。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、合併時に香住町の例により再編する。ただし、合併時に事業実施中の箇所に対する負担は、従前の例による。</p> <p>(4) 災害復旧事業に係る受益者負担金は徴しない。</p> <p>(5) 除雪路線は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、除雪計画は、合併後に新町において調整する。</p> <p>除雪機購入補助制度は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、補助内容等は合併時に統一する。</p> <p>2. 町営住宅に関すること</p> <p>(1) 町営住宅は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(2) 町営住宅の入居資格は、合併時に村岡町、香住町の例により統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議